## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２７年（フ）第１９６号**
長野市東和田342番地２　スカイタウンフレグランスＡ202
破産者　中山　　健
１　決定年月日　平成28年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第７１号**
山梨県甲斐市西八幡3798番地　花輪住宅７号
破産者　中澤　　進
１　決定年月日　平成28年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第８４号**
山梨県甲府市飯田４丁目１番７号
破産者　藤巻　　馨
１　決定年月日　平成28年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１８号**
鳥取県倉吉市海田西町２丁目36番地　オフタイム10　201号（旧住所　鳥取県倉吉市海田西町１丁目307番地）
破産者　山崎　　守（旧姓乾）
１　決定年月日　平成28年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

**平成２８年（フ）第２７１号**
札幌市手稲区前田９条14丁目２番12―202号
破産者　中野　利弘
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第６３１号**
札幌市東区北23条東２丁目１番12号　パロンハイツ白樺101号
破産者　佐藤　　洋
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１６９号**
秋田市泉中央２丁目15番24号
破産者　滝田　　栄
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１７７号**
秋田市新屋田尻沢東町６番22号
破産者　渡辺こと　渡邉福一郎
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第４０９号**
横浜市旭区上白根３丁目33番17号　コーポラック１Ｃ
破産者　小林　浩幸
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第６８５号**
横浜市緑区寺山町231番地　ヒューテック寺山104号
破産者　寺田喜代子
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第９９４号**
横浜市栄区飯島町64番地１　ＴＳＵ・ＢＡ・ＫＩ　Ｂ棟403
破産者　岩永　晃範
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１１２９号**
横浜市青葉区青葉台２丁目９番地６　青葉台Ｋハイム102
破産者　石井　宏海
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１９号**
富山県魚津市金山谷2892番地26
破産者　樋口　和成
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

**平成２８年（フ）第４号**
福島県須賀川市岩渕字池下122番地15、破産手続開始決定時の住所富山県黒部市三日市4048番地１　レオパレス和泰203号
破産者　関根安泰香
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

**平成２６年（フ）第５８３号**
大阪府柏原市平野１丁目11番８―501号　パレ・デ・アルシオン、営業所大阪府柏原市清州２丁目６番16号
破産者　水山精肉店こと水山浩二こと　姜　碩浩
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第１号**
大阪府藤井寺市国府３丁目７番２号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市蔵之内333番地の４
破産者　清水　信行
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第２０１号**
堺市西区下田町13番13―401号
破産者　緒方　隆浩
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第２９５号**
大阪府富田林市藤沢台２―２―245、住民票上の住所大阪府富田林市津々山台１丁目１番３―104号
破産者　ＷＥ進学スクールこと白山潤華こと　白　　潤華
１　決定年月日　平成28年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係